

第4講 特殊の不法行為

第1章 責任無能力者の監督者の責任

1. 監督者責任の意義

(1) 責任無能力者の加害行為につき、本人自身は不法行為責任を負わない（民712、713）。しかし現実に損害は発生しており、それはてん補されなければならない。そこで、「責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」ものとした（民714-I）。

(2) ただしこの責任は、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは免責される（同項-ただし書）。従って、無過失責任ではなく中間責任だとされる。

(3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（代理監督者）も同様の責任を負う（同条-II）。

2. 責任の要件

(1) 責任無能力者の加害行為が、責任能力以外の一般の不法行為の要件を備えていること。

(イ) 本条の責任は、本人に責任能力がない場合に代わりに法定監督義務者又は代理監督者に責任を負わせる「補充的責任」である。従って未成年者に責任能力がある場合には、監督義務者である親に損害賠償責任はないのが原則である。

(ロ) しかし未成年者に責任能力を認めて不法行為責任を認めても未成年者本人には賠償の資力がない。そこで判例は無理に未成年者の責任能力を否定して（15歳でも否定）親に監督責任を負わせるという方法を取っていた。しかしそれには限界がある。

そこで判例は未成年者に責任能力がある場合でも、親権者の監督上の不注意と損害との間に因果関係があるときは、民法709条に基づき親自身の不法行為の成立を認める（併存責任説——最S49.3.22）。

